

高松市出張理容及び出張美容に関する衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出張理容及び出張美容（以下「出張業務」という。）に関し必要な事項を定めることにより、出張業務における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「出張理容」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定に基づき、理容師が市内の理容所以外の場所において業として行う理容行為をいう。

2 この要綱において「出張美容」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定に基づき、美容師が市内の美容所以外の場所において業として行う美容行為をいう。

(出張業務の届出等)

第3条 本市の区域内において出張業務を行おうとする者（理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所の開設者又は従業者であって、当該理容所又は美容所の消毒設備を利用して出張業務を行う者を除く。）は、あらかじめ、出張業務届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して、高松市保健所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(1) 理容師免許証若しくは理容師免許証明書の写し又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の写し

(2) 理容師又は美容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

(3) 理容師又は美容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理理容師又は管理美容師の資格を有することを証する書類の写し

2 前項の届出をする場合には、出張業務に使用する消毒設備について所長の検査を受け、理容師法第9条又は美容師法第8条の講ずべき措置に適する旨の確認を受けなければならない。

3 第1項の届出をした者は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに出張業務変更届出書（様式第2号。以下「変更届出書」という。）を所長に提出

しなければならない。

- 4 第1項の届出をした者は、出張業務を廃止したときは、その日から30日以内に出張業務廃止届出書（様式第3号。以下「廃止届出書」という。）を所長に提出しなければならない。
- 5 市内及び高松市を除く香川県内（以下「市外」という。）において同時に出張業務を行おうとする場合に限り、市外での出張業務について香川県所管の保健所長（以下「香川県保健所長」という。）宛てに届け出る際に、市内での出張業務について第1項の届出書を香川県所管の保健所（以下「香川県保健所」という。）を経由先として提出することができる。この場合において、同項第2号の医師の診断書については写しとし、第2項の確認については、香川県保健所長の確認をもって所長の検査、確認を受けたものとする。また、第3項の変更届出書については市内と市外の出張業務について同時に同一の内容を変更する場合に限り、前項の廃止届出書については同時に出張業務を廃止する場合に限り、同様に香川県保健所を経由先として提出することができる。

（出張業務に関する衛生措置）

第4条 出張業務を行う理容師又は美容師は、出張業務の実施に当たっては、理容師法第9条及び高松市理容師法施行条例（平成24年高松市条例第26号）第2条並びに美容師法第8条及び高松市美容師法施行条例（平成24年高松市条例第27号）第2条に定めるもののほか、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）に基づき衛生措置を講じなければならない。

（委任）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に出張業務を行っている者に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成24年10月1日までに」とする。